

平成29年度

登米市水道事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県登米市

議案第 18 号

平成 29 年度登米市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度登米市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	30,500 件
(2) 年間総配水量	9,223,940 m ³
(3) 年間総有収水量	7,914,100 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 取水施設整備事業	732,256 千円
イ 導水施設整備事業	17,820 千円
ウ 浄水施設整備事業	190,018 千円
エ 送水施設整備事業	98,010 千円
オ 配給水施設整備事業	1,007,975 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 8 款 水道事業収益	2,632,648	千円	
第 1 項 営業収益	2,271,430	千円	
第 2 項 営業外収益	360,854	千円	
第 3 項 特別利益		364	千円
	支	出	
第 9 款 水道事業費用	2,543,341	千円	
第 1 項 営業費用	2,291,121	千円	
第 2 項 営業外費用	230,415	千円	
第 3 項 特別損失		1,805	千円
第 4 項 予備費		20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,139,672 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,009,739 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 129,933 千円で補てんするものとする）。

	収	入	
第10款	資	本	的
第1項	企	業	債
第2項	負	担	金
第3項	補	助	金
第4項	出	資	金
第5項	加	入	金
	支	出	
第11款	資	本	的
第1項	建	設	改
第2項	企	業	債

1, 593, 515	千	円
1, 069, 400	千	円
110, 880	千	円
125, 058	千	円
277, 755	千	円
10, 422	千	円
2, 733, 187	千	円
2, 050, 939	千	円
682, 248	千	円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア 取水施設整備事業	千円 450,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
イ 導水施設整備事業	10,600			
ウ 浄水施設整備事業	110,300			
エ 配水管整備事業	359,100			
オ 緊急時用連絡管整備事業	12,100			
カ ダクタイル铸铁管更新事業	35,600			
キ 管路緊急改善事業	65,100			
ク 配水池築造事業	26,100			
合 計	1,069,400			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

236,921 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地方公営企業法第17条の3の規定に基づく登米市一般会計からこの会計へ補助を受ける事項、金額は次のとおりと定める。

事 項	金 額
統合簡易水道繰入金 (東和)	7, 372 千円
統合簡易水道繰入金 (石越)	27, 176 千円
統合簡易水道繰入金 (横山)	20, 489 千円
合 計	55, 037 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、47, 400千円と定める。

平成29年2月2日 提出

登米市長 布施 孝尚